

社会福祉法人豊の里
役員退職慰労金規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人豊の里（以下「法人」という。）を退任する役員
の退職慰労金の支給について必要な事項を定める。

(役員退職慰労金の支給対象)

第 2 条 役員退職慰労金の支給対象は、社会福祉法人豊の里役員報酬規程第 3 条第 1 項
において、継続かつ定期的に就業する役員等（理事長・理事）として役員報酬が
支給されている者とする。

(役員退職慰労金額の決定)

第 3 条 役員退職慰労金の金額は、本規程に基づいて計算を行い、理事会の承認を経て
評議員会の議決を得なければならない。

(役員退職慰労金の計算方法)

第 4 条 役員退職慰労金は、当該役員が歴任した役位ごとに、次の計算式により算出し
た額を合算して得た額とする。
役員最終退任時の役員報酬月額 × 役位別在任年数 × 役位別支給基準率

(役位別支給基準率)

第 5 条 役位別支給基準率の適用は、理事長については 3.0 倍、理事については
1.0 ないし 2.0 のなかで理事会にて承認し評議員会にて決議した支給基
準率とし、それぞれの役位に在職した期間に応じた支給基準率を適用する。

(在任期間の計算)

第 6 条 在任年数は、就任の月から退任の月までとする。
2 役位に変更が生じた場合は、変更の月から新役位の期間として計算する。
3 1 年未満の在任年数については月割計算を行う。なお、1 ヶ月未満の端数
がある場合は、1 ヶ月に切り上げるものとする。

(減額等)

第 7 条 次の各号に該当するときは、役員退職慰労金を減額または支給しない。
(1) 在任期間中に法人の信用を傷つけ又は知り得た法人の機密を漏ら
すこと等により、法人に損害を与えたとき
(2) 在任期間中に不適切な行為があり役員を解任されたとき
(3) その他前各号に準ずる行為があり、理事会において減額または不
支給が適当と認めるとき

(功労加算金)

第 8 条 在任中特別の功労があった役員には、第 4 条により算出した金額の 30 %
の範囲内で功労加算金を支給することができる。
2 功労加算金の支給の有無及び支給する場合の金額については、その都度理
事会にて承認し評議員会にて議決する。

(支給日)

第 9 条 役員退職慰労金は、評議員会の議決後 3 ヶ月以内に支給する。

(死亡役員に対する退職慰労金)

第 10 条 死亡した役員に対する退職慰労金は遺族に支給する。

(改正)

第 11 条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、理事会の承認を経て評
議員会の議決を得なければならない。

附則 この規程は平成 29 年 12 月 2 日から施行する。